



広報
2月号

さい



【1月15日（日） べこもちづくり】

確定申告の受付・住民税申告相談

つぎの日程表のとおり、確定申告の受付・住民税申告相談を各会場で行います。
申告の必要な方は、必要書類を持参のうえ各会場までおこしてください。

月 日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月14日	火	牛 滝	交流促進センター	午前10時～午後3時
2月15日	水	福 浦	歌 舞 伎 の 館	午前10時～午後3時
2月16日	木	長 後	生活改善センター	午前10時～午後3時
2月17日	金	予 備 日（役場窓口で申告できます）		
2月20日	月	予 備 日（役場窓口で申告できます）		
2月21日	火	磯 谷	漁民研修センター	午前10時～午後2時
2月22日	水	矢 越	生活改善センター	午前10時～午後3時
2月23日	木	原 田	生活改善センター	午前10時～午後3時
2月24日	金	川 目	生活改善センター	午前10時～正午
2月27日	月	古佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月28日	火			
2月29日	水	大佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
3月 1日	木			
3月2日（金）～15日（木） （※土日祝祭日を除く）			予 備 日（役場窓口で申告できます）	

※各地区で申告受付の際は、役場庁舎内に税務担当職員が不在となりますのでご注意ください。
上記日程で申告ができない場合は、予備日に役場窓口で申告してください。

【申告の必要な方】

平成24年1月1日現在、佐井村に住んでいる方で、前年中（平成23年1月から12月）に次のような所得があった方。

- ①営業、漁業、その他の事業所得、地代、家賃、配当などの所得のあった方
- ②給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出のない方
- ③給与所得者で給与所得以外の所得があった方

所得のない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの判定にも必要となります。住民税の申告はこのような証明書などの発行をする際の資料となりますので申告が必要です。

【必要な書類】

- ◆印鑑（必ず持参してください。口座振替を利用する方は、金融機関の通帳・届出印を持参してください。）
- ◆源泉徴収票（原本）
- ◆漁業所得、不動産所得（貸家、貸地など）、営業所得のある方は収入計算書や必要経費明細書など所得の計算のできる書類
- ◆国民年金掛金および社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の領収書（国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください。）
- ◆生命保険料、個人年金および地震保険料の支払証明書
- ◆土地などの譲渡所得がある方は契約書等売買金額のわかる書類

※確定申告書が税務署から送付されている場合は必ず持参してください。

次のような方は所得税が 還付される場合があります。

①医療費控除

昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方（生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください）

②住宅借入金等特別控除

住宅の新築や増改築または購入した方

③災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方

④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方

還付申告に必要な書類

◆印鑑

◆源泉徴収票（所得税が源泉されていること）

◆還付金の振込み先口座番号

（本人名義に限ります）

◆医療費控除

・医療費支払証明書（領収書）

※領収書などを個人別、病院別に集計してください。

・生命保険などの給付金額のわかる書類

◆住宅借入金等特別控除

・家屋の登記簿謄本または抄本

・建築工事の請負契約書または売買契約書

・金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書

・住民票

・建築士から交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けていると所得税・住民税の障害者控除の対象になる場合があります。

対象になる方には、申請により控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

◆対象者

65歳以上で要介護2～5の認定を受けている方で一定の要件に該当する方

◆申請方法

介護保険被保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課福祉・健康づくり部門の窓口で申請してください。



【お問合せ】 税務・国保部門 担当：東出、若山、竹内

■平成23年分所得税の確定申告

平成23年分の申告期間は、2月16日（木）から3月15日（木）までとなります。

なお、むつ税務署における申告書の作成指導と受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

※申告書の作成は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると非常に便利です。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは印刷して書面で提出できる他、「e-tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することができます。

申告書の作成・提出は、さらに便利で使いやすくなった e-tax をお勧めします。

詳しくは、e-tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

※給与所得者などの還付申告は、2月15日（水）以前でも提出できます。

還付金の受取りは、銀行などの預貯金口座への振込みが便利です。

【お問合せ】 むつ税務署 ☎22-3294

故郷なくして今がなし

「きらり☆佐井人」は、都会で頑張っている佐井出身者の方を紹介する特集コーナーです。今回は、ふるさと佐井村を元気にしよう、さまざまな活動を行っている6人の女性グループ「下北軍」を紹介します。

A Q 「下北軍」を結成するきっかけは？

島野 限界集落のドキュメンタリーを見た時に、いつか佐井村も同じようになって自分の帰る場所がなくなってしまうのではないかと考えたら、いてもたってもいられなくなりました。

中村 代表島野の一言。面白いことするべくです。

山田 地元を盛り上げたいから。仲間と何かしたいから。

福浦 島野さんが面白いことやっていたので。佐井の特産品のアンテナショップ的なことができばいいなど前から思っていたので乗っかるうかなど。

七戸 ある日、居酒屋で代表が熱く語ってきた。

横浜 島野さんの熱い思いを聞いてお手伝いしようと思いました。

A Q 「下北軍」ではどのような活動をしていますか？

島野 下北沢で下北半島のPR活動。呼ばれれば青森イベントの手伝いでも何でも。

中村 佐井を広める。下北半島を広める。青森を広める。

山田 最初は小さな写真店→音楽→店屋とさまざま。東京都内で下北の応援活動。

七戸 下北半島をPRするイベント主催や参加。

横浜 島野さんに任せています。

島野 同じ気持ちで活動してくれる仲間を見つけ

A Q

ること。県外の人たちに佐井の良さを伝えること。

中村 各地に下北軍がいるので、準備と打ち合わせがなかなかできないこと。

山田 企画、場所探し、みんなでの話し合い。

福浦 集客です。まず知らない人に青森の良さを伝え、感じてもらう。なかなか難しいです。

七戸 イベントの規模が大きくなると、準備や企画が大変なこと。

横浜 どうしたら下北の良さをわかりやすく伝えることができるかということ。

活動で良かったことは？

島野 イベントに来てくださった方に「今度は佐井村に行ってみたい」と言われたこと。活動を通して新しい和が次々と広がり、同じような気持ちで青森県内を盛り上げようとしている人たちに出会えたこと。

中村 たくさんの人に出会い、たくさんの人と触れ合い、佐井や下北半島、青森を好きになってもらえること。

山田 お客さんがよろこんでくれたこと。

福浦 美味しい！ 楽しい！ 面白い！ といっていただけのこと。

七戸 いろいろな人とつながることができて、教えてもらえること。

横浜 下北以外の人に下北を知ってもらえること。出身地のことを改めて知れること。



やまだ
山田 泉さん

- ①大佐井出身 兵庫県在住
- ②自営業
- ③ホタテ森君（マスコットキャラクター）担当です！



なかむら
中村 ちえみさん

- ①古佐井出身 大阪府在住
- ②フリーター
- ③どーもー、大阪支部です！



しまの
島野 温枝さん

- ①大佐井出身 東京都在住
- ②パン屋
- ③下北軍の代表です！

A Q

今後はどのような活動をしていきますか？また、目標は？

島野 次は故郷・佐井村で下北半島を巻き込んで、イベントをしたいです。そして、いつか佐井村が全国区になれば嬉しいです。最後は佐井に住んでいるお年寄りみたいにみんなが芋煮を、茶っこ飲みしたいです。



▲下北沢でやる下北半島の店屋（みへや）にて

A Q

佐井村に思うことは？

中村 今後色々な場所で、色々なイベントをしていきます！ 目標は、佐井の銀座にビルを建てる。多分わいはスナック担当な気がします。
山田 続けていければいいなと思います。
福浦 下北沢以外でも活動し、たくさんの方に下北軍や佐井村を楽しんでもらいたいです。
七戸 もっともっといろんな人に、佐井の良さを知ってほしい！ 来てほしい！

横浜 島野さんに任せています。
島野 都会に出て故郷の有難味がわかりました。地元を離れて活動はしていますが、気持ちは佐井村にあります。自分の故郷を守るのは自分たち（佐井村出身者）しかないと思います。私たちも微力ながらではありますが、故郷を守りたい一心で活動しています。これからも応援よろしくお願いします。

A Q

中村 一致団結して、佐井をもっともってアピールして欲しい！ 雇用の問題を解決し、若者が佐井に残れるようにしてほしい！

山田 いい所、美味しい食べ物がいっぱいあるのもっと日本全国の人に知ってもらいたいです。

福浦 ずっとこのまま、自然の恵みに囲まれた土地であって欲しいです。

七戸 自分が育ってきたまんま、変わらないでほしい。

横浜 いつまでも変わらずあってほしい。若い人が働く場所がたくさんあればいいと思います。

最後に、佐井村の子どもたちにアドバイスを

島野 今のうちに新鮮な魚介をたくさん食べてください。夜空の星を見て、その静けさを感じてください。仏ヶ浦で自然のすごさを見てみてください。生活している佐井村には、都会にないものがあるんです。文句を言い合える仲間を大切にしてください。

中村 何でもやってみせー！ チャレンジし続ければ、夢は叶うして。わいどのちからで佐井は盛り上げるべし！

山田 ふるさどがあるのは良いことです。生まれ育った佐井村を誇りに思い、いろんなことにチャレンジして行ってほしいと思います！

福浦 目には見えづらいけどたくさん宝物がある所ですから、いっぱい思い出をつくって佐井村を楽しんでください！

七戸 保育所からずっと変わらない仲間は本当に貴重！ 大事にしてください。田舎があるって幸せなこと！

横浜 東京にでてきて佐井村はいいところだと実感。自然がいっぱいで、心温かい人たちがいっぱいいる村で色々な体験ができて今の自分があるのだと思います。めいっぱい遊んでね。



よこはま
横浜
はるみ
春美さん

- ①矢越出身 東京都在住
- ②保育士
- ③糠森団地の横浜です！



しちのへ
七戸
ななえ
菜々恵さん

- ①矢越出身 東京都在住
- ②保育士
- ③矢越の七戸です！



ふくろう
福浦
あさこ
麻子さん

- ①古佐井出身 東京都在住
- ②フィットネスクラブ勤務
- ③東京支部です。野望はホタテ森君のキグルミの中に入ること！



佐井村消防団出初式

1月7日(土)、アルサスで佐井村消防団出初式を挙行了しました。

この日は天候に恵まれ、予定どおりに屋外で消防車両の点検や分列行進を行いました。

また、屋内では纏^{まと}振り演技や表彰式も行われ、今年一年の士気を高めるとともに無災害を祈願しました。



【消防庁長官表彰 銀杯伝達 永年勤続退団者】

- 元第4分団
分団長 木下昇次
- 元第3分団
副分団長 加藤雅夫
- 元第4分団
団員(故) 館脇義則
- 元第5分団
団員 磯川光秋



【佐井村消防団長表彰 精勤章】

- 第1分団 団員 渋谷裕次郎
- 第2分団 団員 正村昭彦
- 第3分団 団員 横浜一男
- 第4分団 団員 田中勲
- 第5分団 部長 東出章二
- 第5分団 団員 福田一徳
- 第6分団 団員 滝本尚吾
- 第7分団 団員 山本直樹
- 第8分団 部長 長谷川秀仁
- 第9分団 団員 坪谷秀樹





交 母 だ よ り



佐 井 村
交通安全母の会

家族そろって交通災害共済に加入しましょう！

【共済期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間】

交通災害共済は、日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金を支払いする制度で、平成23年12月末現在の佐井村の加入率は82.51%と高く、県内では1位となっています。みなさんのお宅に行政連絡補助員の方が伺いますので、もしものときに備えて、家族そろって加入しましょう。

◆加入票記入にあたっての注意事項

- ・加入票の弔慰金受取人住所、氏名の欄は必ず記入してください。
- ・受取人は、加入者本人以外の家族名を記入してください。
- ・一人暮らしの方は、離れて暮らしている家族・親戚の方の氏名を記入してください。

※詳しく内容を聞きたい方は、各地区の行政連絡員または役場総務課総務・情報部門（担当：葛野）までお問合せください。

みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ次の目標は500日

記 録 **455**日（2/1現在）

こちら佐井駐在所

☎382218

～公益社団法人あおもり被害者支援センターでボランティア相談員第4期生募集中～

「公益社団法人あおもり被害者支援センター」は、犯罪、交通事故により被害を受けた方やその家族、ご遺族に、各種の支援を行う民間の被害者支援団体です。センターは平成19年10月1日に設立され、ボランティア相談員が電話相談活動・直接的支援活動・広報啓発活動を行っています。

あなたも私たちの活動に参加してみませんか。みなさんの応募を心からお待ちしています。

◎応募締切・・・3月31日

- ◎応募資格・・・(1) 年齢25歳以上の方 (2) 秘密を守れる方
(3) 被害者支援に理解と意欲のある方 (4) 平日に支援活動に従事できる方
(5) 養成研修を受講できる方（月1回、平日午後に行います）

◎募集人員・・・若干名

◎申し込み・・・申し込み書類に必要事項を記入し、事務局までお送りください。

◎申し込み書類の入手・お問合せ

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階

公益社団法人あおもり被害者支援センター ☎017-718-2085（平日 午前10時から午後5時まで）

●駐在メモ

平成23年中の佐井村内の交通事故の発生状況は、人身事故が4件（昨年比±0）、物損事故が13件（昨年比-12件）でした。物損事故は大幅に減少したので、今年は人身事故の発生がないよう、車・バイク・自転車・歩行者すべての道路利用者が交通ルールを遵守してください。

2月はスリップ事故の多い月ですので、路面状況にあった速度で不用意にブレーキを踏まない運転を心がけてください。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

12月 【事 件】なし 【事 故】人身事故1件（大佐井浜町）、物損事故1件（大佐井新町）
事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。



べこもちパンダをつくったよ！

1月15日（日）、ぽぼらすで放課後子ども教室「べこもちづくり」（中央公民館共催）を開催しました。

講師に竹本とも子さん（古佐井）を迎え、午前の部・午後の部に分かれ、児童のほか家族も含め64人もの参加がありました。

色の違うもちを組み合わせるパンダの顔を作ったのですが、「これはパンダじゃなくクマだ」とか「作った本人にそっくりだ」など、笑いに満ちたにぎやかな会場となりました。



第42回佐井村卓球選手権大会

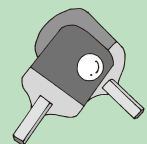
～参加者募集～

◎日時：2月11日（土・祝） 午前10時

◎場所：佐井中学校体育館

◎参加料：団体の部 1チーム 500円 個人の部 1人 500円

【申込・お問合せ】 佐井村卓球協会事務局 担当：宮澤、加藤 ☎ 38-2111





冬場の体重コントロール ～食べ過ぎ傾向チェック&体を動かそう～

*あなたの傾向は ～食べ過ぎ傾向チェック～

冬場は、外に出る機会が減り運動不足になりやすいこと、寒くなると動物は内臓を冷やさないようにするため体に脂肪をため込む性質があるということなどから、冬場の体重コントロールに悩んでいる方も多いのではないのでしょうか。

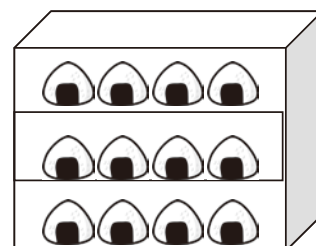
さて、太る原因のひとつの“食べ過ぎ”。「食べるクセ」「食べることで心が満たされる」などの傾向があると、ついつい食べ過ぎてしまうことがあります。

ある本で、食べ過ぎ傾向があるかどうかの心理テストが紹介されていましたので、みなさんも試してみてくださいはいかがでしょうか。



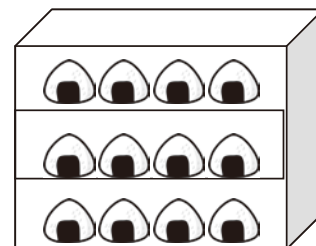
問題 A

棚の中におにぎりがたくさん入っています。そのうち、お皿に3つ置いてありました。そして、「好きなだけ食べていいですよ。足りなければ、棚から好きなだけ出してくださいね。」と言われたとして、あなたはいくつ食べますか？
もうひとつ続きがあります。



問題 B

同じく、棚の中におにぎりがたくさん入っています。そのうち、1つだけがお皿に置いてありました。やはり、「好きなだけ食べていいですよ。足りなければ、好きなだけ棚から出してくださいね。」と言われたとして、あなたはいくつ食べますか？



実験によると、肥満している人ほど、Aでは3つ、Bでは1つ食べ、肥満していない人は、AでもBでも2つなど同じ数を食べることが多かったそうです。

つまり、太っている人ほど「お皿の上のおにぎりの数」など外からの情報に左右されやすい傾向にあるそうです。AとBで同数の人よりも、Aで食べる数>Bで食べる数の人は、食べ過ぎをしやすいかもしれないので、ちょっと今の生活をふり返り、目の前に食べ物を置いておかない、お菓子の買い置きをしておかないなどを心がけてみるとよいでしょう。

*冬場も体を動かそう ～活動量を増やす工夫をしてみよう～

運動というと身構えてしまう方が多いかもしれませんが、しかし、日常生活の中で体を動かす機会はたくさんありますので、今より少しだけ多く歩いたり動いたりすることでもメタボや生活習慣病の予防などにつながります。

例えば、「テレビを見ながらのストレッチ」「バランスボールに座ってテレビをしてみる」「外出先や勤務先で歩く時には今より大股で歩くようにする」「料理や歯みがきの合間にかかとやつま先の上げ下げをしてみる」「寝ながら脚を広げたり、両足をそろえて横に倒したりしてみる」など、今の生活の中で“やれそうなこと”をみつけてやってみましょう。また、家族や友達と一緒にチャレンジしてみることも、村内外で行われている○○教室・講座などに参加してみるのも活動量を増やす方法のひとつです。

「運動してみたいけど、自分にあった運動方法は？」「膝に負担がかからない運動は？」などの疑問・不安がある方は、保健師がアドバイスやお手伝いを行っていますので、お気軽にご相談ください。



国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

20歳になったら国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金の加入手続きを行いましょう。

加入の手続きは、役場の国民年金担当またはむつ年金事務所へお尋ねください。（20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です。）

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」などの保険料の支払いが猶予される制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	会社員、公務員など（厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方）	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
保険料	国民年金保険料 【定額】15,020円 (平成23年度) 被保険者が負担します。	厚生年金保険料率 16.412% (平成23年9月現在) 労使折半で負担します。	被保険者本人は保険料負担を要しません。 配偶者の加入している年金制度の被保険者が負担します。

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります！

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

■年金手帳は大切に保管しましょう！

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金保険に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問合せ】 むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：七戸

介護保険料（5期）の納期は、

2月29日（水）です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。

後期高齢者医療 高額医療・高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

☆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療費と介護サービス費の両方を負担している方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

☆対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

☆支給額

所得区分に応じて自己負担限度額（表1）があり、支払った自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

☆支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は担当窓口へ申請してください。

表1
自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ

世帯員全員が住民税非課税の場合

低所得Ⅰ

世帯全員が住民税非課税であり、世帯員全員の各所得が0円である場合

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑（認印）
- ・介護保険被保険者証
- ・通帳（または通帳のコピー）などの口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。

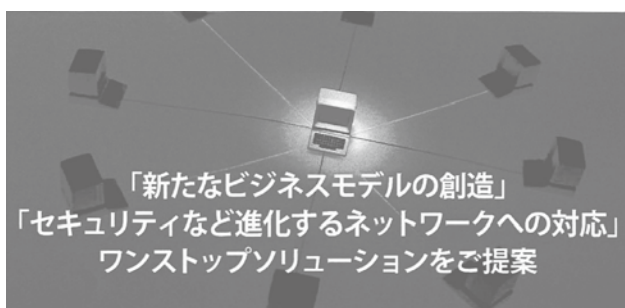
※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に他の医療保険、介護保険に加入歴があり医療費、介護サービス費の負担がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

また、対象期間の途中で後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方などがある世帯、7月31日時点で後期高齢者医療被保険者の資格を死亡・生保加入により喪失している方がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になるとと思われる方は下記までお問合せください。

【お問合せ】 国保・後期高齢医療担当：石戸、金沢



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》

<http://www.fusodentsu.co.jp>

佐井村臨時職員を募集します

職 種：一般事務 1名
勤 務 先：佐井村役場（総務課）
応募資格：高等学校卒業（見込）以上の方
雇用期間：平成24年4月2日～9月30日
提出書類：履歴書 1通
お問合せ：総務課 中村

職 種：レセプト点検事務 1名
勤 務 先：佐井村役場（住民福祉課）
応募資格：医療事務の資格を有する方
雇用期間：平成24年4月2日～9月30日
提出書類：履歴書 1通
資格証の写し 1通
お問合せ：住民福祉課 東出（守）

職 種：医療事務 1名
勤 務 先：佐井地区診療所
応募資格：医療事務の資格を有し、普通自動車運転免許を有する方
雇用期間：平成24年4月2日～9月30日
提出書類：履歴書 1通
資格証の写し 1通
お問合せ：佐井地区診療所 山本

職 種：一般事務 1名
勤 務 先：佐井村役場（包括支援センター）
応募資格：高齢者の保健福祉事業に意欲があり、高等学校卒業（見込）以上の方で、普通自動車運転免許を有する方
雇用期間：平成24年4月2日～9月30日
提出書類：履歴書 1通
お問合せ：住民福祉課 宮澤

職 種：スクールサポーター 3名
職務内容：主に学習支援および学校行事支援など
（3時間×180日×2名）
主に登下校時の交通安全および防犯指導
（2時間×180日×1名）
勤 務 先：佐井小学校
応募資格：職務内容を理解し、意欲のある方
雇用期間：平成24年4月2日～9月30日
提出書類：履歴書 1通
提 出 先：佐井村教育委員会
賃 金：スクールサポーター設置要綱による
お問合せ：教育委員会 鹿嶋



◎提出期限：平成24年2月24日（金）

◎提出先：佐井村役場 総務課（スクールサポーターを除く。）

◎賃 金：臨時職員の給与の取扱要綱による。（スクールサポーターを除く。）

◎採用試験日など

日 時 平成24年3月9日（金）午後1時30分

場 所 佐井村役場2階 第2委員会室

試験科目 面接

◎そ の 他：提出書類は、郵送可とする。（※ただし書留で2月24日（金）必着）

農業委員会からのお知らせ

平成23年農作業労働賃金などの標準額を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 農作業労働賃金

区 分	男 女 共	備 考
水田一般作業	5,200円	1日当たりの実働8時間 (弁当持参)
普通一般作業	5,200円	

2. 機械利用料金

区 分	作 業 名	金 額	備 考
水 田 10a当たり	耕 起	6,500円	
	代 か き	6,500円	
	苗代起し	150円	1坪当たり
	田 植 機	7,000円	
	バインダー	7,000円	糸 つ き
	脱 穀	500円	1袋当たり
	運 搬 料	70円	1袋当たり

※この金額は、標準単価です。活動状況などにより、両者で協議して取り決めてください。疑問な点がありましたら、下記までお問合せください。

【お問合せ】産業振興部門 担当：佐藤

今月は「省エネルギー月間」です

国では、毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発を図っています。

限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、エネルギーを大切に使うよう心掛けましょう。



【お問合せ】(財)東北電気保安協会 むつ事業所 ☎22-4698

下請中小企業震災復興特別商談会の開催

中小企業庁は、東日本大震災により影響を受けた下請中小企業を対象とした商談会を開催します。詳しくは、専用ホームページをご覧ください。

申込期限：2月 9日(木)まで 先着順

開催日時：3月14日(水)午後1時～午後5時30分

開催場所：ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
(岩手県盛岡市)

参加資格：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、
栃木県、千葉県の下請中小企業

専用HP：<http://www.zenkyo.or.jp/syodankai-iwate/>

【お問合せ】(財)全国中小企業取引振興協会内
下請中小企業震災復興特別商談会開催事務局
☎03-5541-6688

写真集が寄贈されました

この度、自然写真家の木下哲夫氏(むつ市脇野沢)から、下北半島に生息するニホンカモシカを主題とした写真集「アオシシ」が佐井村に1部寄贈されました。ありがとうございました。

この著書には、これまでほとんど知られていなかったカモシカの生態が収録されています。

牛滝地区から福浦地区にかけての急峻な山地が主な撮影場所となっており、県が推奨する図書に指定されています。

「下北検定」を実施します

下北の歴史・自然・文化などに関する「下北検定」を実施します。

下北のことをどれだけ知っているか、あなたの「下北人度」を試してみませんか？

<いつ> 2月18日(土) 午前11時から午前11時40分まで
※午前10時30分から受付します。

<どこで> 下北会場：下北文化会館2階「視聴覚教室」および「大集会室」
東京会場：下北沢一番街商店街振興組合事務所2階
(東京都世田谷区北沢2-37-17)

<どんな> 「しもきた～豊かさを求めて～」(北のパイオニア発行。購入については、お問合せください。)、
「ぐるりんしもきた(青森県下北半島旅ガイド)」(各市町村役場、観光施設などに配置)から下北の歴史、自然、文化などを題材にして50問を出題します。

<定員> 下北会場100人、東京会場15人(先着順)

<参加費> 無料

<申込方法> 電話またはFAX(住所、氏名、電話番号、受検会場を明記)でお申し込みください。

【申込・お問合せ】下北地域県民局地域支援室 ☎22-1195 FAX22-1176

自動車の名義変更・廃車手続きおよび車検はお早めに！

例年3月は、名義変更(移転登録)・廃車(抹消登録)・住所変更など(変更登録など)・車検(継続検査)の手続きで、運輸支局および事務所の窓口は相談者・申請者であふれ、座る場所がないほど大変混雑します。特に、3月中旬頃から月末にかけて徐々に待ち時間が長くなり申請者のみなさんに大変ご不便をおかけしています。名義変更や廃車などの手続きは、混雑をさけ待ち時間が少ない3月14日以前に手続きしていただくようお願いいたします。

また、車検(継続検査)は1ヶ月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに受検していただくようお願いいたします。

ユーザー車検については、下記のインターネット検査予約サイトなどにより検査予約を行ってください。

なお、軽自動車は「軽自動車検査協会」が手続き窓口になり、手続き方法などが違いますのでご注意ください。

【お問合せ】

《普通自動車》○東北運輸局青森運輸支局 青森市大字浜田字豊田139-13
テレフォンサービス(情報案内) ☎050-5540-2008

○支局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am>
※ホームページで必要書類の確認、委任状などの取得が可能です。

《軽自動車》○軽自動車検査協会青森事務所 青森市大字浜田字豊田129-2
☎017-739-6568 検査予約☎050-3101-9121

○協会ホームページ <http://www.keikenkyo.or.jp>
※ホームページで必要書類の確認、検査予約が可能です。

「相続登記はお済みですか月間」無料相談実施

1. 相談内容 相続登記
2. 相談期間 2月1日(水)から2月29日(水)までの1ヶ月間(土・日・祝日は除く)
3. 相談場所 青森県内の各司法書士事務所
4. 費用 無料 ※事前に各司法書士事務所へご相談のご予約をすることをお勧めします。

【お問合せ】青森県司法書士会 ☎017-776-8398

佐井村住民提案型事業募集！！

あなたのおもいをむらづくりにかしませんか？

住民のみなさんが日頃から考えている、地域資源をいかしたコミュニティ事業や、地域活動の活性化、地域課題の解決に向けた取り組みに対して、経費の一部を助成します。

【対象となる事業】

- 地域の生活安全活動および環境整備、施設の維持補修など
- 地域活動の活性化を目的とした調査研究、講演会およびイベントの開催など
- 団体の活性化を目的とした調査研究、研修、試験事業など
- 住民および団体などが協働して行うイベントなど

【対象とする経費および助成額】

- 対象経費：講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、備品購入費、委託費など
※ただし、団体の経常的活動経費、構成員の飲食や親睦経費、事業の大部分が備品購入費や委託費の場合は対象外とします。
- 助成額：最高20万円（全体事業費の4／5以内）

【対象団体】

- 地域および行政連絡員を単位とした地区会、町内会、村内に住所を有している産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど

【受付期間】

- 2月1日（水）から2月29日（水）まで

【その他】

- 申込必要書類は、住民提案型事業審査申込書・事業概要がわかる書類（図面、予算、写真など）です。
- 詳細については、下記までお問合せください。

【お問合せ】 企画・財政部門 担当：東出、鹿島

小さな掛金・大きな補償！！ スポーツ安全保険

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。

*5名以上の団体でご加入ください。

対象となる事故	●団体活動中の事故 ●往復中の事故（自動車事故による賠償責任は適用外）
補償内容	傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
加入受付期間	平成24年3月1日から平成25年3月30日
保険期間	平成24年4月1日午前0時から平成25年3月31日午後12時まで ※年度途中の申込みは、加入手続きを行った翌日午前0時から平成25年3月31日までとなります。
掛金	1人年額800円から11,000円（団体の活動内容・年齢構成などによって異なります）

【お問合せ】 財団法人スポーツ安全協会青森県支部

〒038-0021 青森市安田近野234-7 財団法人青森県体育協会内
☎017-782-6984（電話受付時間は平日午前9時から午後5時まで）
※詳しくは、ホームページをご覧ください。 <http://www.sportsanzen.org>

●● 編集後記 ●●

1月14日（土）、「保育所冬の親子のつどい」に行ってきました。この日は朝から気温が低かったのですが、子どもたちは寒さをもものともせず大はしゃぎ。雪遊びを楽しむ親子の姿はとてもほほえましい光景でした。まだまだ寒い冬は続きますが、みなさんも元気な子どもたちに負けないようにこの冬を乗り切りましょう。【広報編集委員会】

戸籍の窓口

1月15日現在

◎お誕生おめでとう

細間 慶斗^{けいと}くん(伸也^{のぶ}さん) 長 後
館脇 菜実^{なみ}ちゃん(亮^{りやう}さん) 矢 越

◎ご結婚おめでとう

(坂井 健人^{けんじん}さん 牛 滝
笠井 真央^{まお}さん むつ市

◎おくやみ申し上げます

樋口 瑩子^{えいこ}さん(隆子^{りゅうこ}さん) 古佐井
坂本みや子さん(利彦^{りひこ}さん) 古佐井
松橋 和子^{わこ}さん(金藏^{きんざう}さん) 古佐井
坪井 ゆき^{ゆき}さん(敏明^{みんめい}さん) 大佐井
船越 元吉^{げんきち}さん(幸子^{ゆきこ}さん) 古佐井
奥本 愛^{あい}さん(渡邊章子^{わたべあきこ}さん) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。

佐井村の人口

12月31日現在

男 1,246 (-2) 計 2,462 (-8)
女 1,216 (-6) 世帯数 1,051 (+1)
()内は前月比

たら豊漁 ～牛滝地区～

昨年の12月中旬頃から冬の味覚「たら漁」がシーズンを迎え、数年ぶりの豊漁となりました。

12月21日から29日の間は、42トンもの水揚げがあり、漁港内は出荷作業で活気にあふれていました。



雪遊びを満喫！

～保育所冬の親子のつどい～

1月14日(土)、下北自然の家で毎年恒例の「保育所冬の親子のつどい」が行われました。

この日は気温が低かったものの、穏やかな天候に恵まれ、参加した元気いっぱいの児童たちは、お父さん、お母さんたちと一緒にそりやタイヤチューブ滑りなどで遊び、親子で楽しいひとときを過ごしました。

